

価格高騰対策住民税非課税 世帯支援給付金のご案内 (こども加算)



令和6年度**住民税非課税世帯**のうち、18歳以下（平成18年4月2日
生まれ以降）のこどもがいる世帯に対して給付金を支給します。

給付金の支給額

こども1人あたり **2**万円

給付金の支給時期

市役所が申請書を受理した日から
3週間後を目安に指定の口座に振
り込みます。

支給対象世帯

基準日（令和6年12月13日）に**薩摩川内市に住民登録**があり、
価格高騰対策住民税非課税世帯支援給付金を受給した世帯で、**支給
対象児童を扶養**している世帯

支給対象児童

以下のいずれかに該当する児童

- ・ 基準日（令和6年12月13日）において、上記支給対象世帯と同一世帯
となっている18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童
- ・ 令和6年12月14日から令和7年7月31日の間に出生した児童
- ・ 別世帯だが、扶養している18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）
の児童

支給対象とならない世帯等

- ・ 世帯全員が、令和6年度住民税課税者の扶養親族等になっている世帯
- ・ すでに他市町村より同給付金の支給を受けた（受ける予定）者を含む世帯
- ・ 児童養護施設、障害児入所施設など、施設に入所している児童

支給手続き

- 必要事項を記入し、必要書類とともに、提出期限までに同封の返信用封筒にてご返送ください。

※ 別居監護している児童がいる場合は、対象の方の保険証等の写しを添付して提出してください。

※ こども加算の振込口座につきましては、価格高騰対策住民税非課税世帯支援給付金の口座に振込みいたします。



- 提出期限 令和7年7月31日(木) ※当日消印有効

留意事項

- ① 支給要件の確認に当たり、課税情報を照会することがあります。
- ② 支給要件に該当するか確認できない場合は、関係書類の提出をお願いする場合があります。
- ③ 申請期限までに確認書の提出がない場合、又は書類の不備が解消されない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ④ 支給後、修正申告等により令和6年度住民税が課税になった場合や、住民税課税者に世帯全員が扶養されていることが判明したときは、給付金を返還していただきます。



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに国、都道府県、市区町村（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署または警察相談専用電話（＃9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

薩摩川内市 定額減税補足給付金等支給事務局（本庁舎6階 606会議室）



0996-23-5831 受付時間 平日8:30～17:15（土日祝を除く）